



介護保険負担限度額認定の申請(更新)をお忘れなく！

制度の有効期限は7月末となっています。8月から引き続き利用する場合は更新の申請が必要です。また、新規のかたも受け付けています。

◎介護保険負担限度額認定

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）やショートステイを利用するかたの食費・部屋代の自己負担額を、世帯の課税状況や本人と配偶者の預貯金などにより、「申請」に基づいて軽減する制度です。

したがって、「申請」をすることにより、自己負担額が軽減される場合があります。また認定証には有効期限（毎年7月31日）があり、更新が必要です。新規のかたの申請も随時受け付けています。

■対象者（下記のすべてに該当するかた）

- ①住民税が非課税世帯（別世帯の配偶者も非課税）のかた
- ②預貯金などが単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下のかた

■必要なもの

- ①預貯金通帳（普通・定期）の写し（最後に記載してから2か月以内のもの）
 - ②価額評価が安易なもの（有価証券、投資信託、金銀など）の資産評価できる書類
- ※配偶者がいる場合は、配偶者の上記資産の写しも必要。
- ③印鑑（朱肉を使用するもの）

〈負担限度額〉

利用者負担段階	対象者	居住費（日額）				食費（日額）	
		多床室	従来型個室 特養など	老健・療養など	ユニット型個室 多床室		ユニット型個室
第1段階	・住民税が非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されているかた ・生活保護を受給されているかた	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	・住民税が非課税世帯で、課税年金収入額＋合計所得金額、および非課税年金収入の合計が80万円以下のかた	370円	420円	490円	490円	820円	390円
第3段階	・住民税が非課税世帯で、課税年金収入額＋合計所得金額、および非課税年金収入の合計が80万円超のかた	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

「家族が認知症で心配」「高齢で見守りが必要」なかたへ



認知症の症状のあるかたや高齢者で見守りの必要があるかたを対象に、登録番号の入ったキーホルダーとシールを配布します。

登録番号がついたキーホルダーやシールを身につけることで、緊急時に速やかに身元を確認し、緊急連絡先（親族など）につなげることができます。

「詳しく知りたい」「配布を希望する」というかたは、地域包括支援センターまでご連絡ください。



▲高齢者見守りキーホルダー・シール事業ホームページQRコード

問合せ＝保健センター 包括支援係 ☎76-1325

児童扶養手当・特別児童扶養手当

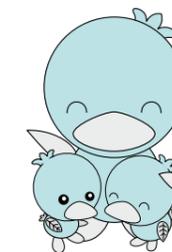
現況届の提出を忘れずに！

「児童扶養手当」および「特別児童扶養手当」の受給資格者は、毎年8月に「現況届（児童扶養手当）」「所得状況届（特別児童扶養手当）」を提出しなければなりません。

この届は、毎年8月1日における所得と受給資格を確認し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者には、7月末に通知を送付しましたので、8月3日(月)から8月21日(金)までに戸籍福祉係窓口で現況届の提出をお願いします（土日・祝日を除く）。なお、「現況届」「所得状況届」の提出がない場合は、9月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

※手当を受給するには申請が必要です。申請には戸籍謄本やマイナンバーがわかるものなどが必要になります。詳しくはお問い合わせください。



児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童がすこやかに成長することを目的として、手当を支給する制度です。

■支払月額（8月現在）

- ◎児童1人の場合 最大43,160円（所得に応じて決定されます）
- ◎児童2人の場合 1人の場合の月額に、最大10,190円を加算（所得に応じて決定されます）
- ◎児童3人以上の場合 2人の場合の月額に、1人につき最大6,110円を加算（所得に応じて決定されます）

◎対象となるかた

次の①～⑨のいずれかに該当する18歳に達する日以後の3月31日の間にある子ども（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）を育てている父または母、もしくは生計を同じくする養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父(母)が死亡した子ども
- ③父(母)に一定の障害がある子ども（「父(母)の障害の基準」に該当する子ども）
- ④父(母)の生死が明らかではない子ども
- ⑤父(母)に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父(母)が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨母が出産したときの事情が不明な子ども

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
 - ③定める額以上の所得があるとき

特別児童扶養手当制度とは

精神または身体に障害がある子どもを家庭で育てているかたに手当を支給する制度です。

手当を受けることができるかたは、精神または身体に障害がある20歳未満の子ども（「子どもの障害の基準」に該当する子ども）を育てているかたのうち、主として生計を維持するかたです。

■支払月額（8月現在）

- ◎1級のかた…52,500円
- ◎2級のかた…34,970円

■次の場合は受けられません

- 【主な点】
- ①申請するかたや子どもが日本国内に住所を有しないとき
 - ②子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
 - ③児童福祉施設などに入所しているとき
 - ④定める額以上の所得があるとき

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132